

国立国会図書館 調査及び立法考查局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	ニュージーランド議会における委任立法統制
他言語論題 Title in other language	Parliamentary Oversight of Delegated Legislation in New Zealand
著者 / 所属 Author(s)	小林 公夫 (KOBAYASHI Kimio) / 国立国会図書館調査及び立法考查局専門調査員 政治議会調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考查局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	901
刊行日 Issue Date	2026-1-20
ページ Pages	33-58
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	立法権の委任を受けた機関等が行う委任立法に対するニュージーランド議会による統制には様々な手段があり、法令上の根拠も一様ではない。その概要を、委任立法の制定の前後に分けて紹介する。

- * この記事は、調査及び立法考查局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- * 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

ニュージーランド議会における委任立法統制

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 政治議会調査室主任 小林 公夫

目 次

はじめに

I 序論

- 1 ニュージーランドの政治・議会制度
- 2 ニュージーランドにおける委任立法
- 3 ニュージーランド議会による委任立法統制の経緯等

II 委任立法の事前統制

- 1 委任立法案についての意見照会
- 2 委任立法の制定についての代議院の同意

III 委任立法の事後統制

- 1 委任立法の代議院への提出
- 2 規則審査委員会における委任立法の審査
- 3 委任立法の施行についての代議院の同意
- 4 代議院の決議による委任立法の拒絶及び改正
- 5 法律による委任立法の承認
- 6 法律による委任立法の有効化
- 7 補論：法律による委任立法の改正

おわりに

別表 本稿で参照したニュージーランド法の原題等一覧

キーワード：ニュージーランド議会、委任立法、委任命令、従位立法、第二次立法、議会による統制、議会統制

要 旨

- ① 議会が有する立法権の委任を受けた機関等が行う委任立法については、人権侵害を招かないよう議会による統制が必要とされる。ニュージーランドでは、委任立法の審査を専門とする規則審査委員会が1985年に代議院（一院制）に設置されて以降、本格的に実施されるようになった。
- ② 今日では様々な統制手段が用いられているところ、a. 2019年立法法に規定が設けられ恒久的な制度とされているもの、b. 個別の法律を根拠とするもの、c. 代議院議事規則（以下「議事規則」という。）のみを根拠とするものなどがあり、複雑な様相を呈している。
- ③ 委任立法の制定前に行われる統制は、2019年立法法に規定されておらず、限定的である。具体的には、a. 代議院の議長又は委員会に対する委任立法案についての意見照会とb. 委任立法の制定についての代議院の同意がある。a.には、議事規則を根拠とする任意のものと個々の法律で義務付けられた義務的なものがある。
- ④ 委任立法の制定後の統制が基本と言え、a. 委任立法の代議院への提出、b. 規則審査委員会における委任立法の審査、c. 委任立法の施行についての代議院の同意、d. 代議院の決議による委任立法の拒絶及び改正、e. 法律による委任立法の承認、f. 法律による委任立法の有効化といった仕組みがある。加えて、法律による委任立法の改正も行われている。これらのうち、2019年立法法に規定されているものはa.、d. 及びe. であり、c. 及びf. は個別の法律を根拠としている。
- ⑤ ④b.の規則審査委員会における委任立法の審査は新たに制定されたものに重点が置かれており、5～9人の委員で、代議院書記官局所属の法律家の助言等を受けつつ、1年に約500件（直近10年間の平均値）の審査を行っている。審査は、委任立法の前提となる政策の是非には踏み込まず、個人の権利及び自由を不当に侵害すること等、議事規則に定められた九つの基準に照らして立法技術的な観点でのみ行われるため、比較的党派色を排した委員会運営が行われている。同委員会は、他の委員会で審査中の法律案に設けられた授権規定等の審査、委任立法に関連する様々な事項の調査、委任立法の運用に関して個人又は団体から提起された苦情の調査なども行っており、ニュージーランド議会による委任立法の統制において中心的な役割を果たしている。

はじめに

筆者は、本誌第 895 号（2025 年 7 月号）に掲載されたニュージーランド議会における一括法案⁽¹⁾の取扱いに関する拙稿において、例外的に一括法案の提出が認められる類型の一つに第二次立法（委任立法）の有効化又は承認を行うための法律案があることに触れた⁽²⁾。

政省令などの委任立法を統制する仕組みは日本の国会には存在しないが、諸外国の議会の中には委任立法の統制を行っているものもあり、「近年…さまざまな制度改革を経て…飛躍的な向上を果たしている」英國⁽³⁾の例を紹介する論稿が多数見られる⁽⁴⁾。英國と同様に委任立法に対する議会統制の制度を保持している国としてニュージーランドも挙げられている⁽⁵⁾ところ、管見の限り邦語文献に乏しいことから、その一端を紹介することとした。

以下本稿では「統制（control）」の語を、委任立法の効力に直接影響を及ぼす作用（同意、承認、拒絶など）に限定せず、監視（oversight）、監督（supervision）といった間接的な作用を含む意味で用いる⁽⁶⁾。

本稿で引用する法律の原題等については、末尾の別表を参照されたい。

I 序論

1 ニュージーランドの政治・議会制度

ニュージーランドは、議院内閣制（parliamentary system of government）による立憲君主国（constitutional monarchy）である⁽⁷⁾。

元首（head of State）であるニュージーランドの君主（Sovereign in right of New Zealand）は、慣習により、原則として政府の助言に基づき行動する⁽⁸⁾。君主は、同国において代理を務める

*本稿の内容は、特記したものを除き、令和 7（2025）年 11 月 14 日現在の情報に基づく。インターネット情報の最終アクセス日も、同日である。文中で言及する人物の肩書等は、当時のものである。敬称は省略する。引用文等における〔〕は筆者において記述を補ったことを、「…」は一部省略したことを示す。

(1) omnibus bill. 法令上の定義は見当たらないが、1 を超える法律（議会制定法）を実質的に改正することを目的とする法律案と説明されている。“omnibus bill,” *Glossary*, [Last updated:] 19 January 2016. New Zealand Parliament website <<https://www.parliament.nz/en/visit-and-learn/how-parliament-works/glossary/>>; “Act / Act of Parliament,” *ibid.* 参照。

(2) 小林公夫「ニュージーランド議会における一括法案の取扱い」『レファレンス』895 号, 2025.7, pp.13-14. <<https://doi.org/10.11501/14439387>> 参照。

(3) 田中祥貴「第 4 章 英国における委任立法統制の規範的構造論」『参議院と憲法保障—二院制改革をめぐる日英比較制度論—』法律文化社, 2021, p.123 参照。

(4) 最近の邦語文献として、同上のほか、田中祥貴「英國議会と委任立法—憲法保障としての委任立法統制—」『比較憲法学研究』35 号, 2023.10, pp.25-47; 小熊美幸「イギリス議会における委任立法統制」『レファレンス』857 号, 2022.5, pp.53-66. <<https://doi.org/10.11501/12289531>>; 原田一明「行政監視としての委任立法の統制」曾我部真裕ほか編『憲法秩序の新構想—大石真先生古稀記念論文集—』三省堂, 2021, pp.129-156 等参照。

(5) 田中 前掲注(3), p.123 (注 4) は、「…委任立法への議会統制は、制度的には、英國の他にも、ドイツ、フランス、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、インドが保持して」いると述べている。

(6) この点、本文で後述する 2019 年立法法の「第 5 章 第二次立法の議会による監視」の冒頭に置かれた第 113 条は「この章は、委任された立法権限の行使を議会が監視し、及び統制すること（overseeing and controlling）を支援することを目的とする。」と定めており、章名の「監視」は「統制」を含む趣旨と解される。本稿の用語法はこれと逆になるが、日本では委任立法の「監視」よりも「統制」の方が一般的に使用されていると考えられる（例えば、前掲注(3)及び(4)に掲げた文献の題名参照）ことから、これに従うこととした。

(7) “How government works,” Last updated: 17 May 2023. New Zealand Government website <<https://www.govt.nz/browse-engaging-with-government/government-in-new-zealand/>> 参照。

(8) “The Sovereign’s role in New Zealand,” [Last updated:] 9 September 2022. New Zealand Parliament website <<https://www.parliament.nz/en/visit-and-learn/what-is-the-sovereigns-role-in-new-zealand/>> 参照。

総督（Governor-General）を任命する⁽⁹⁾。政府の構成員である国務大臣（Minister of the Crown）は代議院（後述）の議員であることが必須とされ⁽¹⁰⁾、政府の存続は代議院の信任に依拠する⁽¹¹⁾。

ニュージーランド議会（Parliament of New Zealand）は、君主と直接選挙により選出される議員で組織される代議院（House of Representatives）⁽¹²⁾とによって構成される⁽¹³⁾。

2 ニュージーランドにおける委任立法

複雑な現代社会を規律するためには多岐にわたる法規範を常に維持・補正する必要があるところ、これらを全て議会が直接処理することは困難であることから、目的を特定した上で議会が有する立法権⁽¹⁴⁾の行使を他の機関や団体に委任することが行われている⁽¹⁵⁾。

議会から立法権の委任を受けた機関等が行う立法は一般に「委任立法（delegated legislation）」と呼ばれるが、法令では「従位立法（subordinate legislation）」、「規則（regulation）」など様々な名称でも呼ばれてきた。そのため、2019年立法法（後述3(1)参照）により法律用語の統一が図られ、現在は「第二次立法（secondary legislation）」と呼ばれている⁽¹⁶⁾。毎年制定される立法の大半は、第二次立法で占められている⁽¹⁷⁾。

2019年立法法第5条第1項で定義する「第二次立法」には、委任立法に加え国王大権（Royal prerogative）に基づき作成された文書⁽¹⁸⁾が含まれている⁽¹⁹⁾が、本稿では、委任立法を検討対象とすることとし、基本的にこの語を使用する⁽²⁰⁾。本稿における「委任立法」は、同項によれば「名称に関わらず、法律に基づき作成された文書であって、当該法律又はその他の立法において第二次立法と定められているもの」と定義される。

3 ニュージーランド議会による委任立法統制の経緯等

(1) 経緯

委任立法による人権侵害を招かないよう事前・事後の統制が必要とされるところ、ニュージー

www.parliament.nz/en/visit-and-learn/history-and-buildings/special-topics/the-demise-of-the-crown/the-sovereign-s-role-in-new-zealand/; “Our system of government,” [Last updated:] 20 January 2016. *ibid.* <<https://www.parliament.nz/en/visit-and-learn/how-parliament-works/our-system-of-government/>> 参照。ニュージーランドは英国の植民地を起源とし、その君主は英国の君主（British monarch）と同一である。

(9) 1986年憲法法第2条第2項参照。

(10) 1986年憲法法第6条参照。

(11) David Wilson, ed., *Parliamentary Practice in New Zealand*, Fifth edition, Wellington: Clerk of the House of Representatives, 2023, p.61. New Zealand Parliament website <<https://www.parliament.nz/media/10551/ppnz-2023.pdf>>; “Our system of government,” *op.cit.*(8)参照。

(12) 1986年憲法法第10条第4項参照。

(13) 1986年憲法法第14条第1項参照。邦語文献として、田中嘉彦「ニュージーランドの議会制度—議会改革の史的展開と政治システムの変容—」『レファレンス』740号, 2012.9, pp.63-74. <<https://doi.org/10.11501/3532360>> 参照。

(14) 1986年憲法法第15条第1項参照。

(15) Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.512 参照。

(16) これに対して、議会が制定する法律は「第一次立法（primary legislation）」と呼ばれている。*ibid.*, pp.423, 512 参照。

(17) *ibid.*, p.512 参照。

(18) instrument. 第二次立法のほか、立法に当たらない文書（行政文書（administrative document）など）も含まれる。2019年立法法第5条第1項参照。

(19) 2019年立法法別表第1Aに規定する形式及び目的を有するものに限定される。同表は総督職を設置するための開封勅許状（Letters Patent）等六つのカテゴリーを掲げるのみであり、第二次立法の大部分を占めるのは委任立法である。Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.512 参照。

(20) 法令の題名等を引用する場合、特定の種類の委任立法を指す場合、かぎ（「」）を付して使用する場合は、この限りでない。

ランドでは、こうした懸念に対する議会の取組は遅かった⁽²¹⁾。英連邦（Commonwealth）加盟国である英国、オーストラリア、ニュージーランド及びカナダにおける委任立法に対する議会統制を比較研究したカナダ人の政治学者は、1960年に刊行した図書の中で、「ニュージーランド議会は、この立法分野への参入が最も遅かったわけではないが、従位法（subordinate laws）に従わせられる人々に保護を提供しない点において最も怠慢であった。」と指摘している⁽²²⁾。

ニュージーランドで議会による委任立法の統制が組織的に行われるようになったのは、1959年に1936年規則法⁽²³⁾が改正され、委任立法はその根拠法が別に定める場合を除き制定後28日以内に議会に提出するものとされた⁽²⁴⁾ことに始まると考えられる⁽²⁵⁾。

1961年には、前述の図書に記された批判が刺激となって委任立法に関する特別委員会が代議院に設置された⁽²⁶⁾。1962年6月に提出した報告書において、同委員会⁽²⁷⁾は、委任立法は議院内閣制に必然的なものとしつつ、①議会に提出する対象を1936年規則法に基づき発出される全ての委任立法に拡張すること、②これらの委任立法は制定法改正委員会（Statutes Revision Committee）において審査されること等を提言した。これらの提言を踏まえ、同年中に同法及び代議院議事規則（Standing Orders of the House of Representatives. 以下「議事規則」という。）が改正された⁽²⁸⁾。

しかしながら、この取組は成功しなかった。制定法改正委員会は、立法技術的な性格を有する規定を含む法律案の審査という従来の任務で多忙を極め、委任立法の審査はほとんど行われなかった⁽²⁹⁾。

1985年、「開かれた政府（Open Government）政策」を公約に掲げた労働党のロンギ（David Lange）政権が前年に発足したことを契機として、委任立法の審査を専門とする規則審査委員

(21) Caroline Morris and Ryan Malone, "Regulations Review in the New Zealand Parliament," *Macquarie Law Journal*, Vol.4, 2004. <<https://www.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/journals/MqLawJ/2004/2.html>>

(22) John E. Kersell, *Parliamentary supervision of delegated legislation: the United Kingdom, Australia, New Zealand, and Canada*, London: Stevens, 1960, p.162 参照。

(23) 委任立法の印刷、出版及び販売について定めた。従来、制定された委任立法は官報（Gazette）に掲載されるだけで（中には掲載されないものもあり）、議員を含む国民にとって、その検索は容易ではなかった。Morris and Malone, *op.cit.*(21); Geoffrey Palmer, *Unbridled power: an interpretation of New Zealand's constitution & government*, second edition, Auckland: Oxford University Press, 1987, p.171 参照。

(24) 1959年規則改正法第2条で1936年規則法に第8条が追加された。同条は、1962年規則改正法第2条第1項及び1986年憲法法別表第1で改正され、印刷・出版された全ての委任立法はその制定後16会議日以内に代議院に提出するものとする旨の規定に改められた。

(25) それまでも、委任立法を制定した際には議会に提出する旨を個別の法律で定める例はあった。委任立法の議会提出に関する規定の変遷については、Ross Carter, "Regulations and Other Subordinate Legislative Instruments: Drafting, Publication, Interpretation and Disallowance," *Occasional Paper*, No.20, December 2010, pp.16-17. Victoria University of Wellington website <<https://www.wgtn.ac.nz/public-law/publications/occasional-papers/pdfs/regulations-and-other-subordinate-legislative-instruments.pdf>> 参照。なお、委任立法の出版・公表は必ずしも議会にのみ向けられたものではないが、議会統制の前提になるものとして、1936年規則法の制定（前掲注(23)参照）をもって始まりとする見方もある。Kersell, *op.cit.*(22), pp.6, 10; Morris and Malone, *op.cit.*(21)参照。

(26) Morris and Malone, *ibid.* 参照。1961年6月29日にホリオーク（Keith Holyoake）首相（国民党）が提出した動議が可決された。5人の委員によって組織され、委任立法に対する議会統制の効果的な方式の導入の妥当性の検討及び他の英連邦諸国で現に運用されている仕組みの調査を行い、必要に応じニュージーランドにおける委任立法及び【授権された】立法権の適切な審査方式の整備について提言を行うことが任務とされた。Journals of the House of Representatives of New Zealand, Thirty-third Parliament, Session 1961, p.40. HathiTrust website <<https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=uc1.b2939970&seq=44&ql=delegated&start=1>> 参照。

(27) アルジー（Ronald Algie）代議院議長が委員長を務めたことから、「アルジー委員会（Algie Committee）」として知られる。Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.513 (fn.16) 参照。

(28) *ibid.*, pp.513-514; Carter, *op.cit.*(25), pp.17-18; Morris and Malone, *op.cit.*(21)参照。

(29) Morris and Malone, *ibid.*; Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.514 参照。

会（Regulations Review Committee）が代議院に設置された。同時に、主題別特別委員会⁽³⁰⁾がその所管分野に属する委任立法について自発的に調査を行う権限を付与された⁽³¹⁾。

1989年12月には、1987年に規則審査委員会が提出した報告書に記された提言等に基づき、1989年規則（拒絶）法が制定された（同月19日施行）⁽³²⁾。同法には、委任立法の代議院への提出に加え、代議院による委任立法の拒絶又は改正に関する規定が設けられた⁽³³⁾。同法は2012年立法法⁽³⁴⁾に継承され、2016年1月に法律による委任立法の承認に関する規定が追加された⁽³⁵⁾後、2019年立法法に引き継がれた。同法の委任立法の統制に関する規定は、2021年10月28日から施行された⁽³⁶⁾。

（2）実施体制—規則審査委員会—

ニュージーランド議会（以下「議会」という。）による委任立法の統制において中心的な役割を果たしているのは、代議院の規則審査委員会である。

同委員会は、議会期⁽³⁷⁾の冒頭に自動的に設置される専門家特別委員会⁽³⁸⁾の一つである（議事規則⁽³⁹⁾第185条第1項b号）。

委員数の決定及び委員の指名は、議事規則第186条第2・3項に基づき議事委員会（Business Committee）⁽⁴⁰⁾が行っている⁽⁴¹⁾。これまでのところ、5～9人の委員で組織されてきた⁽⁴²⁾。委員の過半数を野党議員が占める慣習があると理解されていたが、第50議会期（2011年12月20日～2014年8月14日）以降は遵守されていない⁽⁴³⁾。

(30) 代議院に設置される特別委員会は、主題分野に応じて設置される「主題別特別委員会（subject select committee）」と割り当てられた任務を議院のために果たす「専門家特別委員会（specialist select committee）」に分類される。Wilson, ed., *ibid.*, p.289 参照。

(31) Geoffrey Palmer, "Deficiencies in New Zealand Delegated Legislation," *Victoria University of Wellington Law Review*, Vol.30 No.1, 1999, pp.4-5. <<https://doi.org/10.26686/vuwlrv30i1.6017>>; Wilson, ed., *ibid.*, p.514 参照。

(32) Carter, *op.cit.*(25), pp.26-32 参照。法令出版法案（Statutory Publications Bill (No.164-1)）として議会に提出されたが、審議過程で分割され、1989年規則（拒絶）法及び1989年法律・規則出版法として成立した。1989年規則（拒絶）法も、労働党の「開かれた政府政策」を踏まえたものと位置づけられる。Palmer, *ibid.*, pp.4-5 参照。なお、法律案の分割については、小林 前掲注(2), pp.19-21 参照。

(33) それまでも、個別の法律で代議院による委任立法の拒絶や破棄について定める例はあった。Carter, *ibid.*, p.25 (fn.78) 参照。

(34) この法律では、「規則」に代えて「従位立法」という用語が使われている。

(35) 2015年立法（承認の対象となり得る文書）改正法による2012年立法法の改正。2016年1月1日施行。

(36) Legislation Act 2019 Commencement Order 2021 (LI 2021/249). New Zealand Legislation website <<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2021/0249/latest/096be8ed81b30584.pdf>> 参照。

(37) 「議会期（term of Parliament）」とは、議会の存続期間のことであり、議会が早期解散されない限り3年間と定められている。1986年憲法法第17条第1項参照。

(38) 前掲注(30)参照。

(39) 現行の議事規則は、1995年12月20日に議決されたものである。その後10回改正されており、条項の移動なども見られるが、本稿で引用するときは、特記しない限り、2023年9月9日施行の改正までを反映させた現時点での最新版（*Standing Orders of the House of Representatives*, 2023. New Zealand Parliament website <<https://www.parliament.nz/media/10573/standing-orders-2023.pdf>>）による。

(40) 議事委員会は、議長が主宰し、各議会内政党の代表者（議会内勢力に応じて1～3人）によって組織される。議事規則第77条参照。会期中は基本的に毎週1回開催され、本会議及び委員会の議事に関し様々な決定を行う。Wilson, ed., *op.cit.*(1), pp.189-192 参照。

(41) "Business Committee Determinations." New Zealand Parliament [Select Committees] website <<https://selectcommittees.parliament.nz/business-committee-determinations?lang=en>> 参照。

(42) Dean R Knight and Edward Clark, *Regulations Review Committee Digest*, 7th ed., Wellington: New Zealand Centre for Public Law, 2020, p.8. Victoria University of Wellington website <<https://www.wgtn.ac.nz/public-law/publications/regulations-review>> 参照。

(43) *ibid.*, p.8 参照。この資料が刊行された2020年以降の状況については、議会のウェブサイト及び会期ごとの代議院議事録の累積版（Sessional Journals）の付録に掲載された委員一覧を基に、筆者において確認した。

委員長⁽⁴⁴⁾は、1985年の設置以来野党議員が務めており、確立された慣習とみなされている⁽⁴⁵⁾。

審査は、委任立法の前提となる政策の是非には踏み込まず、その政策が委任立法にどのように落とし込まれているかといった立法技術的な観点でのみ行われる。そのため、他の委員会よりも党派色を排した運営が行われているが、政党政治の影響を全く受けないわけではなく、多数で決した意見と少数意見が報告書に並記されることもある⁽⁴⁶⁾。

規則審査委員会の果たす役割は多岐にわたる。Ⅱ・Ⅲ章で後述する以外にも、①他の委員会で審査中の法律案に設けられた授権規定⁽⁴⁷⁾等の審査（議事規則第326条第3項）、②委任立法に関する様々な事項の調査（同条第4項）、③委任立法の運用に関して個人又は団体から提起された苦情の調査（同条第5項・議事規則第328条）などの任務も果たしている。任務を効率的に果たせるよう、代議院書記官局所属の法律家による中立的な法的助言等の支援を受けている⁽⁴⁸⁾。

なお、2019年立法法の制定に伴い、2023年8月31日の議事規則の改正時に「規則」及び「委任立法」という文言が「第二次立法」に改められた（同年9月9日施行）ものの、「規則審査委員会」という名称は維持された。委員会の名称の決定権は代議院にあり、法律用語に一致させる必要はないとの判断による⁽⁴⁹⁾。

（3）概観

ニュージーランド公法センター⁽⁵⁰⁾は、規則審査委員会の報告書等を蓄積・要約した資料集を2004年以来定期的に刊行している。その最新版（2020年刊行）は、議会による委任立法の監督の主要な形態として、同委員会による審査（examination）のほかに、①全ての委任立法の代議院への提出（presentation）、②議会制定法による委任立法の承認（confirmation）、③代議院の決議による委任立法（案）への同意（approval）、④代議院による委任立法の拒絶（disallowance）又は改正（amendment）の4点を挙げている⁽⁵¹⁾。

これらのうち、2019年立法法の「第5章 第二次立法の議会による監視」に規定が置かれ一般法化されているのは、①（第1節（第114条））、②（第3節（第121～127条））及び④（第2節（第115～120条））にとどまり、③は個別の法律を根拠としている。また、個別の法律で定められたその他の統制手段も存在する。

一方、議事規則には、「第5章 立法手続」中に「第二次立法」の規定群（第325A～333条）が置かれており、議事規則のみを根拠とする統制手段も存在する。

統制が行われる時機について見ると、①、②、④及び規則審査委員会による審査は委任立法

(44) 委員の互選による。議事規則第204条第1項参照。

(45) Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.514 参照。

(46) *ibid.*, pp.514-515; Knight and Clark, *op.cit.*(42), pp.8-9 参照。

(47) 委任立法を制定する根拠となる法律を「授権法律（empowering Act）」、制定できる委任立法の種類及びその制定者を具体的に定める授権法律の規定を「授権規定（empowering provision）」と呼ぶ。“empowering Act,” *Glossary*. New Zealand Legislation website <<https://www.legislation.govt.nz/glossary.aspx#e>>; “empowering provision,” *ibid.* 参照。

なお、「授権法律」は「親法律（parent Act）」と呼ばれることがある。一例として、2012年立法法第49条第1項参照。

(48) Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.514 参照。代議院書記官局については、後掲注(75)参照。

(49) Standing Orders Committee, *Review of Standing Orders 2023*, 2023, p.36. New Zealand Parliament [Select Committees] website <<https://selectcommittees.parliament.nz/v/6/e7134a32-1dac-4100-ceb5-08dba8db7c52>> 参照。

(50) New Zealand Centre for Public Law. 公法に関する諸問題の調査研究を促進すること等を目的として国立ウェリントン・ヴィクトリア大学法學部に設置された研究機関。“About the Centre.” Victoria University of Wellington website <<https://www.wgtn.ac.nz/public-law/about>> 参照。

(51) Knight and Clark, *op.cit.*(42), pp.10, 17-18 参照。なお、この資料が刊行されたのは2019年立法法の制定後ではあるが委任立法統制に関する規定の施行前であるため、記述は2012年立法法の規定に基づいている。

の制定後であり、事後的な統制が基本と言えるものの、③やその他の統制手段の中には制定の場面で用いられるものもある。

このように、ニュージーランド議会における委任立法統制は、時機や手段、その法令上の根拠も様々で、複雑な様相を呈している。そこで、議会慣行についての解説書の記述⁽⁵²⁾も参考にしつつ、あらかじめ全体の見取図を示しておくと、表1のとおりである。

以下では、委任立法の制定の前後を基準として事前統制（Ⅱ章）と事後統制（Ⅲ章）に分け、順次その概要を紹介する。

表1 ニュージーランド議会における委任立法統制の概要

根拠規定 統制の内容 ^{*1}	法律	代議院議事規則
事前統制	規則審査委員会に対する任意の意見照会	なし
	議長又は委員会に対する義務的意見照会	個別の法律
	制定に係る代議院の同意	個別の法律
事後統制	代議院への提出、規則審査委員会による審査	2019年立法法第114条
	施行に係る代議院の同意	個別の法律
	代議院による拒絶及び改正	2019年立法法第115～120条
	法律による承認	2019年立法法第121～127条
	法律による有効化	個別の法律

*1 2019年立法法（Legislation Act 2019 (2019 No.58)）と代議院議事規則（Standing Orders of the House of Representatives）では、委任立法（第二次立法）の範囲が異なる。

*2 全ての有効化法案に適用されるわけではない。

（出典）“41.5 Parliamentary oversight of secondary legislation,” David Wilson, ed., *Parliamentary Practice in New Zealand*, Fifth edition, Wellington: Clerk of the House of Representatives, 2023, pp.515-521. New Zealand Parliament website <<https://www.parliament.nz/media/10551/ppnz-2023.pdf>> を参考に筆者作成。

Ⅱ 委任立法の事前統制

事前統制の仕組みとして、①代議院の議長又は委員会に対して委任立法案についての意見を求めるものと②委任立法の制定について代議院の同意を必要とするものがある。

1 委任立法案についての意見照会

（1）規則審査委員会に対する任意の意見照会

議事規則第326条第2項は、大臣は委任立法案を規則審査委員会に照会することができ、同委員会は当該案についての審査結果を当該大臣に報告することができる旨を定めている。

規則審査委員会に対する照会は大臣の自発性に委ねられているが、苦情などを通じて委任立法案の存在を知った同委員会が関係大臣に提出を促すこともある⁽⁵³⁾。

規則審査委員会による委任立法案の審査は義務ではなく、大臣が設定した報告期限が短く十分な審査が行えないような場合には、手続を進めないこともある。

(52) “41.5 Parliamentary oversight of secondary legislation,” Wilson, ed., *op.cit.*(11), pp.515-521.

(53) 以下(1)の記述は、特記したものを除き、*ibid.*, pp.532-533; Knight and Clark, *op.cit.*(42), p.12に基づく。

規則審査委員会は、提出された委任立法案に反対する旨の報告を行う場合に代替案の提出を大臣に求めることもある。

委任立法の審査はその施行前に行うのが最も望ましい、という見解を規則審査委員会は示している。ただし、同委員会が委任立法案を審査したという事実は、制定された委任立法の事後的な審査を妨げるものではない。

規則審査委員会による委任立法案の審査は、1年平均で15件行われていた時期もあるが、最近は数件にとどまっている。

なお、規則審査委員会による審査とは別に、個別の法律案を審査中の特別委員会が、その法律中の授権規定に基づき制定予定の委任立法案の審査を併せて行うこともある⁽⁵⁴⁾。

(2) 代議院の議長又は委員会に対する義務的意見照会

個別の法律において、委任立法案について代議院の議長又は委員会に対する意見照会を義務付けていることがある。

(i) 代議院議長等に対する照会

一例として、1989年財政法第82条第1～4項は、省庁、議会行政監視機関⁽⁵⁵⁾、一定の公的組織等が適用する非財務報告の基準及びこれらが代議院に情報を提供する際に使用する書式に関する委任立法を制定するための前提条件として、①大臣⁽⁵⁶⁾はこれらの委任立法案を代議院議長に提出しなければならないこと、②代議院議長は当該案をできる限り速やかに代議院に提出しなければならないこと、③大臣は代議院議長又は当該案が付託された代議院の委員会の意見を考慮した後当該案を適宜修正できることを規定している。なお、この仕組みは、2004年財政改正法による1989年財政法の改正によって導入されたものである(2005年1月25日施行)。

大臣から照会があった場合の院内の手続について、議事規則は特に規定していない。この点、議長裁定集⁽⁵⁷⁾では次のような手続が想定されている⁽⁵⁸⁾。

- ①議長による代議院への提出の後、委任立法案は財務・支出委員会(Finance and Expenditure Committee)に付託される。
- ②財務・支出委員会は、当該案を他の主題別特別委員会に配付し、対応を調整する。
- ③財務・支出委員会は、その意見及び他の主題別特別委員会の意見を財務大臣に直接伝達する。

(54) Wilson, ed., *op.cit.(11)*, p.532 参照。運輸分野の法律案について行われた事例が2件紹介されている。

(55) Office of Parliament. 1989年財政法の定義では、議会環境コミッショナー(及びその事務局)、オンブズマン事務局及び会計検査官(2001年会計法第4条に定義する会計検査官をいう。)を指す(第2条第1項参照)。議会環境コミッショナー、オンブズマン及び会計検査官は、議会に設置された行政監視機関であり(矢部明宏「ニュージーランドの憲法事情」国立国会図書館調査及び立法考查局『諸外国の憲法事情 3』(調査資料2003-2) 2003, pp.148-149. <https://doi.org/10.11501/999538> 参照)、「Officer of Parliament」(本稿では「Office of Parliament」と区別するために「議会行政監視官」と訳す。)と呼ばれる(会計検査官については、副会計検査官を含む。Wilson, ed., *op.cit.(11)*, p.649 参照)。なお、議事規則における「Office of Parliament」の意味は1989年財政法と同義とされている(第3条第1項参照)が、実務上は、議会行政監視官とこれらの事務局の総称として用いられているようである。*ibid.*, pp.575, 649 参照。

(56) Minister. 大蔵卿(Treasurer)又は1989年財政法若しくはその特定の規定の執行について責任を負う国務大臣を指す。同法第2条第1項参照。大蔵卿が設置されていない現在においては、財務大臣を指すと解される。

(57) 議事主宰者(議長、委員長等)による重要な裁定を集めた図書で、議事規則がどのように適用されるかを理解する助けになる旨説明されている。「Speakers' Rulings,」*Glossary, op.cit.(1)*参照。

(58) "Public Finance Act 1989," *Speakers' Rulings*, 2023, p.250. New Zealand Parliament website <https://www3.parliament.nz/media/10672/speakers-rulings-2023.pdf> 参照。

(ii) 規則審査委員会に対する照会

折に触れて法定されており、最近では、緊急事態に対処するために制定された法律に例が見られる⁽⁵⁹⁾。

一例として、2023年シビア・ウェザー緊急復興立法法が挙げられる。

同法はシビア・ウェザー現象⁽⁶⁰⁾の被害を受けた地域社会及び地方自治体による被害への対応及び復興を支援することを主たる目的とするものであり(第3条)、被災地域に關し、総督令⁽⁶¹⁾によって別表第2に掲げる法律等の例外を設けたり、その改変や拡張を行ったりすることを認めている(第7条)。第7条は、いわゆる「ヘンリー8世条項(Henry VIII clause)」⁽⁶²⁾に当たる。

同法第8条第1項c・d号は、関係大臣が総督令の制定を総督に提案する条件の一つとして、当該大臣は、①当該総督令の案を委任立法の審査を所管する委員会(議会の閉会時又は解散時にあっては、直近の議会で議席を有していた各政党の党首。②において同じ。)に提出し、②総督令案の提出後3業務日⁽⁶³⁾又は当該大臣が指定するこれよりも長い期限以内に①の委員会の意見が提出された場合には、これに配慮しなければならない旨を定めている⁽⁶⁴⁾。

この規定に基づき、2023年には14件、2024年には3件の総督令案が規則審査委員会の審査に付された⁽⁶⁵⁾。

2 委任立法の制定についての代議院の同意

個別の法律において、委任立法の制定について代議院の同意を要件とすることがある。

(1) 規定例

一例として、1989年財政法第82条第1～3・5項は、①議会行政監視機関が同法に基づき公表しなければならない情報の公表に関する最低限の要件又は②議会行政監視機関が適用する非財務報告の基準及び議会行政監視機関が代議院に情報を提供する際に使用する書式に関する

(59) Knight and Clark, *op.cit.*(42), p.12 参照。

(60) 一般に「シビア・ウェザー(severe weather)」とは、人に危害を及ぼす可能性のある激しい風雨や雷、ひょうなどを伴った大気の状況を意味するとされる(古川武彦「シビア・ウェザー」日本気象学会編『気象科学事典』東京書籍、1998, p.242 参照)。この法律が対象とするシビア・ウェザー現象は、2023年1～2月に発生した豪雨及び2件のサイクロンである(第4条第1項参照)。

(61) Order in Council. 行政評議会の助言と承認に基づき総督が制定する委任立法を指す。“Orders in Council,” *Glossary, op.cit.*(1); “regulations,” *ibid.* 参照。「行政評議会(Executive Council)」は、最上位の政府機関と位置づけられる会議体で、全大臣によって組織され、総督が主宰する。“Executive Council,” *ibid.* 参照。なお、Order in Council及びExecutive Councilに様々な訳語が当てられていることにつき、例えば西島太一訳「ニュージーランドの2003年売春改革法及び同施行令(資料紹介(翻訳))」『オーストラリア研究紀要』33号, 2007.12, pp.255(注39), 257(注40). <<https://www.otemon.ac.jp/research/labo/cas/publication.html>> 参照。

(62) 法律を改正し、法律の施行を停止し、又は法律に優越する委任立法を制定する権限を付与する授権規定を「ヘンリー8世条項」と呼ぶことがある。絶対王政期のイギリス王の名に由来する呼称であるが、ヘンリー8世の在位期間(1509～47年)は議会主権の概念が確立する前であるため、この呼び方が適切か疑問視されてきたとも指摘されている。Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.523 参照。なお、規則審査委員会は、法律の文言の改正は許さないまでもその効果や射程を変更する委任立法を制定する権限を付与する授権規定もヘンリー8世条項に当たるとみなしてきたとされる。Knight and Clark, *op.cit.*(42), p.130 参照。

(63) working day. 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始等を除く平日を指す。2019年立法法第13条参照。

(64) 2023年シビア・ウェザー緊急復興立法法は、2023年4月13日から施行された(第2条参照)。規定ごとに終期が定められており、総督令に関する規定は2026年3月31日限り廃止することとされている(第34条参照)。

(65) Regulations Review Committee, *Activities of the Regulations Review Committee in 2023, 2024*, p.30. New Zealand Parliament [Select Committees] website <<https://selectcommittees.parliament.nz/v/6/a51f0a37-32c9-416e-8741-08dc7f6476a9>>; *idem, Activities of the Regulations Review Committee in 2024, 2025*, p.28. *ibid.* <<https://selectcommittees.parliament.nz/v/6/ad48319d-2bdd-4274-7e7f-08dda482efa0?lang=en>> 参照。

委任立法を制定するための前提条件として、①大臣⁽⁶⁶⁾はこれらの委任立法案を代議院議長に提出しなければならないこと、②代議院議長は当該案をできる限り速やかに代議院に提出しなければならないこと、③代議院が決議をもって当該案に同意していることを規定している。なお、この仕組みは、1(2)(i)で挙げた例と同じく、2004年財政改正法による1989年財政法の改正によって導入されたものである（2005年1月25日施行）。

規定上は必ずしも明らかでないが、代議院議長に提出された委任立法案は議会行政監視官委員会⁽⁶⁷⁾に付託され、同委員会が、その意見を、各議会行政監視機関の活動実績を審査する主題別特別委員会⁽⁶⁸⁾の意見とともに財務大臣に直接伝達することが議長裁定集では想定されている⁽⁶⁹⁾。

大臣は、議会行政監視官委員会等の意見を踏まえて委任立法案を修正するなどした上で、これに対する同意に係る動議の通告（notice of motion）を代議院に提出することになる。代議院における手続の詳細については、(2)で後述する。

(2) 代議院における手続

議事規則第330条は、同意決議手続（affirmative resolution procedure）について定めている。当該手続に係る規定は、2000年に1975年薬物乱用法が改正された（後述Ⅲ章3(1)参照）ことに伴い臨時規則⁽⁷⁰⁾として定められていたものが2003年12月16日の議事規則の改正時に追加された（2004年2月10日施行）ことを起源とし⁽⁷¹⁾、その後も代議院の同意に関する規定が個別法で定められるのに応じて改正されてきた⁽⁷²⁾。同条に規定する手続の概要は、次のとおりである。

同意の動議の通告は、代議院書記官長（Clerk of the House of Representatives. 以下「書記官長」という。）によって割り当てられた特別委員会において審査される。議院への報告は、当該動議の通告が提出された日の翌日から28日が経過する最初の業務日⁽⁷³⁾までに行わなければならない。報告は、動議の通告とともに審議に付される（議事規則第254条第1項d号参照）。

委任立法（案）に同意する動議は、①動議の通告が付託された委員会の報告後又は②動議の通告が提出された日から28日経過後のいずれか早い時まで提出することはできない。

なお、動議の通告を付託された委員会が当該動議に係る委任立法（案）の修正を政府に勧告する場合、委員会が勧告した修正のみを取り入れた委任立法（案）の同意についての更なる動議の通告は、改めて特別委員会に付託することを要しない。

(66) 前掲注⁽⁵⁶⁾参照。

(67) Officers of Parliament Committee. 議会期の冒頭に自動的に設置される専門家特別委員会（前掲注⁽³⁰⁾参照）の一つ（議事規則第185条第1項b号）。Officer of Parliamentの意味については、前掲注⁽⁵⁵⁾参照。

(68) 議会環境コミッショナー事務局については環境委員会、オンブズマン事務局については統治・行政委員会（Governance and Administration Committee）、会計検査官事務局については財務・支出委員会と考えられる（議事規則第404条第1項参照）。

(69) “Officers of Parliament (SOs 403–404),” 228/1, *Speakers’ Rulings*, *op.cit.*⁵⁸, p.228 参照。

(70) sessional orders. 議事規則の規定を一時的に補充し、又は停止する規則であり、その会期又は議会期の終了（より早い終期を指定することも可能。）とともに失効する。“Sessional Orders,” 31 May 2022. New Zealand Parliament website <<https://www3.parliament.nz/en/pb/parliamentary-rules/sessional-orders/>> 参照。

(71) “Amendments to Standing Orders - New Zealand House of Representatives,” *The Table*, Vol.72, 2004, pp.199-200. <<https://www.societyofclerks.org/publications.html>> 参照。

(72) Wilson, ed., *op.cit.*⁽¹¹⁾, p.519 参照。

(73) working day. 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始等を除く平日を指す。議事規則第3条第1項参照。

(3) 評価等

規則審査委員会は、2007年に提出した報告書において、議会行政監視機関に直接関わる委任立法との関連で同意決議手続を用いるのは適切と評価している。議会行政監視機関に影響を及ぼす委任立法を代議院の承知及び同意なく行政府が制定できるとすることは不適切であるからである⁽⁷⁴⁾。

同意決議手続は、議会行政監視機関及び議会補佐機関⁽⁷⁵⁾の運営及び管理を特に規律する委任立法に同意するために適切に用いられる、と規則審査委員会は結論づけている。この点については、政府も同意している⁽⁷⁶⁾。

III 委任立法の事後統制

事後統制の仕組みとして、①委任立法の代議院への提出、②規則審査委員会における委任立法の審査、③委任立法の施行についての代議院の同意、④代議院の決議による委任立法の拒絶及び改正、⑤法律による委任立法の承認、⑥法律による委任立法の有効化があり、これらについて順次見てゆく。また、参考として⑦法律による委任立法の改正について最後で触れる。

1 委任立法の代議院への提出

委任立法が制定された場合には、その関係大臣⁽⁷⁷⁾は、当該委任立法を代議院に提出しなければならない（2019年立法法第114条第1項）。

提出期限は、議事規則第325A条⁽⁷⁸⁾で当該委任立法の制定後20業務日以内と定められている。ただし、個別法で例外を定めることができる⁽⁷⁹⁾。

(1) 沿革

I章3(1)で述べたように、制定した委任立法を議会に提出する制度が一般法として整備されたのは1936年規則法が1959年に改正されたことに始まる。同様の規定は1989年規則（拒絶）法及び2012年立法法にも設けられていた。

もっとも、1936年規則法及び1989年規則（拒絶）法では「提出されるものとする（shall be laid before）」と定められており、規定に違反した場合の制裁規定も置かれていたことから、強制的なもの（mandatory）ではないという指摘も見られた⁽⁸⁰⁾。この点、2012年立法法では「提出されなければならない（must be presented）」に表現が改められ、2019年立法法では関係大臣が提出義務を負うことが明記されるようになった。

(74) Knight and Clark, *op.cit.*(42), p.137 参照。

(75) parliamentary agencies. 議会の補佐機関として代議院書記官局（Office of the Clerk of the House of Representatives）と議会サービス局（Parliamentary Service）が置かれており、前者は本会議・委員会の運営及び記録、議会関係法規等に関する事務、後者は会計、福利厚生、施設管理等の庶務的事項、情報システム等に関する事務を担っている。“About us.” New Zealand Parliament website <<https://www.parliament.nz/en/footer/about-us/>> 参照。

(76) Knight and Clark, *op.cit.*(42), pp.139-140 参照。

(77) relevant Minister. 全ての立法に共通する定義として、立法に関連する場合の「大臣」とは、当該立法の執行について責任を負う国務大臣を指す。2019年立法法第13条参照。

(78) 議事規則第325A条は、2023年8月31日の議事規則の改正時に追加された（同年9月9日施行）。当該改正の基となった議事規則委員会報告書に記された提言については、Standing Orders Committee, *op.cit.*(49), pp.39, 80 参照。

(79) Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.534 参照。

(80) Carter, *op.cit.*(25), pp.18-19 参照。

(2) 規定の実効性

2019年立法法にも提出義務違反に対する制裁規定は置かれておらず、必ずしも義務が履行されていない（規則審査委員会が提出を督促することがある）のが現状である（後掲表2参照）。なお、提出義務に違反した委任立法の効力については、裁判所の判断によるとされる⁽⁸¹⁾。

(3) 適用除外

2019年立法法第114条第2項は、代議院への提出が不要とされる委任立法として、①地方自治体又は自治体監督下の組織⁽⁸²⁾が定める条例等（授權法律⁽⁸³⁾その他の立法において提出が明文で義務付けられているものを除く。）⁽⁸⁴⁾及び②同法別表第3に掲げるものを挙げている。同表には、機微情報を含む委任立法や制定者が代議院から独立して行動しているように見えることが重要である委任立法などの規定が掲げられている⁽⁸⁵⁾。

議会顧問局長（Chief Parliamentary Counsel）は、議会顧問局⁽⁸⁶⁾の会計年度終了後速やかに、当該年度における適用除外規定の利用状況等を記した報告書を法務総裁（Attorney-General）に提出しなければならず、法務総裁は当該報告書を代議院に提出しなければならない（2019年立法法第83A条⁽⁸⁷⁾）。これは、委任立法の提出は政府が説明責任を果たす上で重要な仕組みであり、その適用除外は例外的かつ正当化できるものであるべきであるとの考えに基づくとされる⁽⁸⁸⁾。規則審査委員会は、報告書を審査し、60業務日以内にその結果を報告しなければならない（議事規則補則E参照）⁽⁸⁹⁾。

2 規則審査委員会における委任立法の審査

議事規則第326条第1項は、規則審査委員会があらゆる「第二次立法」を審査する旨規定する。2019年立法法の規定により代議院に提出されたもの（1参照）はもとより⁽⁹⁰⁾、提出されなかつたものを審査対象とすることも妨げられない⁽⁹¹⁾。そもそも、議事規則における「第二次立法」には、同法が定義する「第二次立法」だけでなく、重要な法的効果を有すると同委員会が考えるその他の文書も含まれる（第3条第1項）⁽⁹²⁾。一方、議事規則には明記されていないものの、国王大権に基づく「第二次立法」（I章2参照）についての審査は行わないこととされている。法律の授權に基づく「第二次立法」、すなわち委任立法のみを審査する趣旨とされる⁽⁹³⁾。

(81) Wilson, ed., *op.cit.*(11), pp.534-535 参照。

(82) council-controlled organisation. 地方自治体が株主総会における投票権の50%以上を保有等する会社又は50%以上の役員の任命権等を有する団体を指す。2002年地方政府法第6条参照。

(83) 前掲注⁽⁴⁷⁾参照。

(84) 2002年地方政府法第161A条参照。

(85) Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.534 参照。

(86) Parliamentary Counsel Office. 名称に「議会」が冠されているが、議会に設置された機関ではなく、法務総裁（Attorney-General）の指揮監督下にある独立の国家行政機関である。ibid., p.98 参照。

(87) この規定は、2021年第二次立法法によって2021年3月25日に追加された。したがって、2019年立法法の委任立法の統制に関する規定の施行日（2021年10月28日）から適用されている。

(88) Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.534 参照。

(89) 2023年8月31日の議事規則の改正時に改正された（同年9月9日施行）。当該改正の基となった同年の議事規則委員会報告書に記された提言については、Standing Orders Committee, *op.cit.*(49), pp.38-39, 100 参照。

(90) 代議院に提出された委任立法は、自動的に規則審査委員会に付託される。Morris and Malone, *op.cit.*(21)参照。

(91) Standing Orders Committee, *op.cit.*(49), pp.37-38 参照。

(92) 例として、地方自治体が作成した文書であって第二次立法と定められていないものが挙げられている。Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.514 参照。

(93) ibid., p.514; Standing Orders Committee, *op.cit.*(49), p.37 参照。

審査対象の選択は規則審査委員会の裁量に委ねられており、新たに制定された委任立法の審査に重点が置かれている⁽⁹⁴⁾。個人又は団体から提起された苦情（I章3(2)参照）が審査の端緒となることもある⁽⁹⁵⁾。審査の過程でより詳細な情報を関係大臣等に要求し、提供された情報が不十分な場合にはより本格的な調査（investigation）を実施することもある⁽⁹⁶⁾。

委任立法が次の九つの理由のいずれかに該当する場合、規則審査委員会は、議院に対して特別の注意喚起を行うか否かを検討する（議事規則第327条参照）。注意喚起を行う委任立法は、非常に重大な問題を提起するものに限られているとされ、報告書の作成・提出に至るものは全体の審査件数に比べごくわずかである（表2参照）。報告書の中で、調査対象となった委任立法の改正又は破棄を政府に勧告することもある。この場合、政府は、60業務日以内に勧告に対する回答書を代議院に提出しなければならない（議事規則第256条第1項）⁽⁹⁷⁾。

- ①授権法律の全体的な目的及び趣旨に合致していないこと。
- ②個人の権利及び自由を不当に侵害すること。
- ③授権法律によって付与された権限の異常な又は想定外の行使をしていると思料されること。
- ④司法裁判所又はその他の独立の審判機関の審査に服しない行政決定に人の権利及び自由を不当に従属させていること。
- ⑤授権法律の明文の根拠規定がないにもかかわらず、裁判所の管轄権を排除していること。
- ⑥議会制定法で定める方がより適切な事項を含んでいること。
- ⑦授権法律によって明文で認められていないにもかかわらず、遡及効を有すること。
- ⑧適用される法律が定める特定の公告（notice）又は意見照会の手続を経ないで制定されたものであること。
- ⑨その形式又は目的に関するその他の理由により、説明を必要とすること。

表2 ニュージーランド代議院規則審査委員会の活動状況（2015～2024年）
(単位:件)

活動内容	年	2015 ^{*3}	2016	2017 ^{*4}	2018 ^{*5}	2019	2020 ^{*6}	2021 ^{*7}	2022	2023	2024
委任立法の審査 ^{*1}		442	279	267	341	529	248	555	930	686	667
委任立法の提出督促		不明	21	9	17	17	7	25	49	37	16
議院への報告書提出 ^{*2}		7	5	3	1	3	10	41	38	18	10

*1 2015～2018年は、立法的文書（legislative instrument）以外の拒絶の対象となり得る文書（disallowable instrument）の審査件数を含まない。

*2 個別の委任立法についての審査報告書以外の報告書を含む。

*3 活動期間は、2014年10月23日～2015年12月31日。

*4 活動期間は、2017年1月1日～8月22日。

*5 活動期間は、2017年11月16日～2018年12月12日。

*6 活動期間は、2019年12月12日～2020年8月6日。

*7 活動期間は、2020年11月25日～2021年12月15日。

(出典) ニュージーランド議会ウェブサイトの規則審査委員会のページ <<https://www3.parliament.nz/en/pb/sc/scl/regulations-review/>> に掲載された年次活動報告書の各年版を基に筆者作成。

(94) Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.524 参照。新たに制定された「第二次立法」については、四半期ごとに審査が行われている。 *Activities of the Regulations Review Committee in 2024*, *op.cit.*(65), p.5 参照。

(95) Morris and Malone, *op.cit.*(21)参照。

(96) Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.524; Knight and Clark, *op.cit.*(42), pp.10-11 参照。

(97) Wilson, ed., *ibid.*, pp.515, 524-525; Knight and Clark, *ibid.*, pp.10-11 参照。

3 委任立法の施行についての代議院の同意

個別の法律において、制定された委任立法の施行について代議院の同意を要件とすることがある。

(1) 規定例

一例として、1975年薬物乱用法が挙げられる。

同法は、別表第1～5において規制される薬物及び前駆物質⁽⁹⁸⁾を特定するとともに、規制薬物が提供目的と推定される分量、水準又は品質を定めているところ、第4条第1項及び第1B項において総督令による別表の改正を認めている。両項は、いわゆる「ヘンリー8世条項」⁽⁹⁹⁾に該当する。

ただし、別表を改正する総督令（以下「別表改正命令」という。）を施行するための総督令（「開始命令（commencement order）」と呼ばれている。）を別途制定する必要があり、開始命令を制定する条件として、別表改正命令に対する代議院の決議による同意が必要とされている。別表改正命令に同意する動議が否決された場合又はその制定日から1年以内にこれに同意する決議が可決されなかった場合、当該別表改正命令は失効する（第4A条参照）。

なお、この仕組みは、2000年薬物乱用改正法による1975年薬物乱用法の改正によって導入されたものである（2000年11月5日施行）。同法の別表には危険度に応じて3種類に分類された薬物が掲げられているところ、違法薬物の生産・流通の進展に対処するためには新しい薬物の追加や既存の薬物の再分類を迅速に行う必要があり、法律による別表の改正では時間がかかり過ぎるというのが手続導入の理由とされる⁽¹⁰⁰⁾。

同意の動議に係る代議院内の手続（同意決議手続）については、Ⅱ章2(2)を参照されたい。

(2) 評価等

規則審査委員会は、2007年に提出した報告書において、同意決議手続はヘンリー8世条項の様々な問題点への対応策として十分とは言えない旨を指摘している⁽¹⁰¹⁾。

すなわち、①ヘンリー8世条項の不適切な使用を助長するおそれがあること、②法律で改正する場合よりも公開の審議及び説明責任の程度が低くなりかねないこと、③この手続が採用される動機の一つに速やかな立法の実現があると考えられるところ、迅速審議による法律の制定よりも手続的に早くはないこと、④委任立法による法律改正は司法審査の対象となり、この点は代議院の決議による同意があったとしても変わりはないことから、議会主権⁽¹⁰²⁾の原理を掘り崩すおそれがあること、⑤特別委員会による審査期間は28日間しかなく、意見の公募が望まれる政策問題を扱うには不十分であること⁽¹⁰³⁾等々の問題点を挙げた上で、ヘンリー8世条項との関係で同意決議手続を用いるべきではない、と結論づけている。この点については、政

(98) precursor substance.「前駆体」とも呼ばれる。化学反応などで、ある物質が生成される前の段階にある物質のことをいう。「前駆体」『デジタル大辞泉』 ジャパンナレッジウェブサイト参照。

(99) 前掲注⁽⁶²⁾参照。

(100) “Misuse of Drugs Amendment Bill (No 4) 2000 (325-2): Commentary,” p.2. New Zealand Legal Information Institute website <https://www.nzlii.org/nz/legis/hist_bill/modab420003252301/> 参照。

(101) Knight and Clark, *op.cit.*⁽⁴²⁾, pp.137-140 参照。

(102) 司法部門が議会の決定に干渉できないことをいう。“Parliamentary sovereignty.” Ministry of Justice website <<https://www.justice.govt.nz/courts/going-to-court/without-a-lawyer/representing-yourself-civil-high-court/new-zealands-constitutional/#parliamentary-sovereignty>> 参照。したがって、法律は司法審査の対象とならない。なお、ニュージーランドには、単一の憲法典や通常の法律よりも高位の法律は存在しない。“Our system of government,” *op.cit.*⁽⁸⁾ 参照。

(103) 規則審査委員会は、そもそもヘンリー8世条項は重要な政策上の争点を含まない状況で用いられるべきである

府も基本的に同意している⁽¹⁰⁴⁾。

(3) 運用状況

規則審査委員会の批判にもかかわらず、ヘンリー 8 世条項に基づく委任立法による法律改正の仕組みは維持されており⁽¹⁰⁵⁾、運用例も見られる。

最近の例として、2022 年に制定された委任立法による 1975 年薬物乱用法別表の改正の経過を示すと、表 3 のとおりである。同法については、別表改正命令が制定されたものの 1 年以内に代議院の同意が得られずに失効した例も見られる⁽¹⁰⁶⁾。

表3 1975 年薬物乱用法別表を改正する委任立法の制定経過（2022 年）

日 付	経 過
2 月 21 日	2022 年薬物乱用（分類及び提供目的推定）命令（2022/35）制定 ^{*1}
2 月 24 日	2022 年薬物乱用（分類及び提供目的推定）命令の制定について官報公示 ^{*2}
2 月 28 日	2022 年薬物乱用（分類及び提供目的推定）命令の代議院への提出 ^{*3}
3 月 1 日	保健大臣による 2022 年薬物乱用（分類及び提供目的推定）命令の同意に係る動議の通告の代議院への提出（保健委員会に付託） ^{*4}
3 月 30 日	保健委員会による報告書（同意を提案）の提出 ^{*5}
5 月 5 日	代議院本会議における同意に係る動議の可決（賛成 108・反対 10） ^{*6}
11 月 14 日	2022 年薬物乱用（分類及び提供目的推定）開始命令（2022/292）制定 ^{*7}
11 月 17 日	2022 年薬物乱用（分類及び提供目的推定）開始命令の制定について官報公示 ^{*8} 及び代議院への提出 ^{*3}

*1 Misuse of Drugs (Classification and Presumption of Supply) Order 2022. New Zealand Legislation website <<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2022/0035/14.0/whole.html#LMS643098>>

*2 "Notice Under the Legislation Act 2019," 24 Feb 2022. New Zealand Gazette website <<https://gazette.govt.nz/notice/id/2022-sl535>>

*3 *Journals of the House of Representatives of New Zealand*, Fifty-third Parliament, Vol.2, p.1541. New Zealand Parliament website <<https://journals.parliament.nz/download/JournalSessional/c7a63df8-33c9-455c-9cb0-08dc6fc7c800>> 参照。

*4 "Notice of motion regarding the Misuse of Drugs (Classification and Presumption of Supply) Order 2022," *Report of the Health Committee*, March 2022, p.2. New Zealand Parliament [Select Committees] website <<https://selectcommittees.parliament.nz/view/SelectCommitteeReport/481dac4f-aabc-411a-a694-7151546f27b5>> 参照。

*5 "Notice of motion regarding the Misuse of Drugs (Classification and Presumption of Supply) Order 2022." New Zealand Parliament [Select Committees] website <<https://selectcommittees.parliament.nz/v/6/ff0a2a60-386d-429b-9d4b-9a8f358890a9>> 参照。

*6 *Parliamentary Debates (HANSARD)*, Fifty-third Parliament, Vol.759, 5 May 2022, pp.9233-9237. <https://www.parliament.nz/en/pb/hansard-debates/rhr/combined/HansD_20220505_20220505/tab/relateddocuments> 参照。

*7 Misuse of Drugs (Classification and Presumption of Supply) Commencement Order 2022. New Zealand Legislation website <<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2022/0292/latest/whole.html#LMS768366>>

*8 "Notice Under the Legislation Act 2019," 17 Nov 2022. New Zealand Gazette website <<https://gazette.govt.nz/notice/id/2022-sl4884>>

（出典）注に掲げた資料を基に筆者作成。

4 代議院の決議による委任立法の拒絶及び改正

2019 年立法法第 5 章第 2 節（第 115～120 条）は、代議院の決議による委任立法の拒絶及び改正について定めている。

と主張しているが、1975 年薬物乱用法の別表改正は（刑罰規定の適用に影響するため）重要な政策上の争点を提起し得るという見解を示している。Knight and Clark, *op.cit.*(42), p.138 参照。

(104) *ibid.*, pp.139-140 参照。

(105) 1975 年薬物乱用法と同様の仕組みが導入されている例として、2003 年犬統制改正法による改正後の 1996 年犬統制法第 78A・78B 条が挙げられる。

(106) Misuse of Drugs (Classification of Ketamine) Order 2008 (SR 2008/34). New Zealand Legislation website <<https://legislation.govt.nz/regulation/public/2008/0034/24.0/DLM1142701.html>>; Misuse of Drugs (Presumption of Supply—Ketamine) Order 2008 (SR 2008/35). *ibid.* <<https://legislation.govt.nz/regulation/public/2008/0035/22.0/DLM1145618.html>> 参照。

(1) 拒絶

(i) 対象となる委任立法

①代議院の決議によって新たに制定されたもの⁽¹⁰⁷⁾、②地方自治体の条例⁽¹⁰⁸⁾及び③2019年立法法別表第3に掲げるものを除く全ての委任立法が対象となる（2019年立法法第115条及び第119条第3項参照）。

(ii) 手続

代議院は、委任立法を拒絶する一般的な権限を有することから、個別の法律で期限が定められている場合を除き、任意の時にこの権限を行使できるとされる⁽¹⁰⁹⁾。

具体的な手続は、委任立法の全部又は一部の規定を拒絶する動議の通告によって開始されるが、通告者が規則審査委員会の委員であるか否かによってその扱いは大きく異なる。

(a) 通告者が規則審査委員会の委員である場合—自動的拒絶（automatic disallowance）—

動議の通告後21会議日⁽¹¹⁰⁾が経過するまでの間に①通告の撤回、②代議院による動議の処理（典型的には討論及び採決）又は③議会の解散若しくは任期満了がないときは、当該委任立法は拒絶されたこととなり、失効する（2019年立法法第117条）（後述(iii)参照）。動議の通告を行う権限は規則審査委員会の各委員が有しており、その行使は同委員会における検討結果ではなく各人の判断による⁽¹¹¹⁾。なお、表決権を有しない委員⁽¹¹²⁾については、常任の者による通告は対象となるが、特定の案件にのみ参加する者や、代替として又は一時的に参加する者によるものは対象外とされる⁽¹¹³⁾。

代議院による動議の処理が行われるまで、動議の通告は議事日程表（Order Paper）に掲載され続ける（議事規則第329条）。一方、代議院による委任立法の拒絶が政府の財政集計（fiscal aggregate）に軽微でない影響を及ぼすおそれがある場合、政府は、財政的拒否権行使証明書（financial veto certificate）を提出して、当該動議を無効化できる（議事規則第334～336条参照）。政府による財政的拒否権の行使も、②の動議の処理に該当するとされる⁽¹¹⁴⁾。

(b) 通告者が規則審査委員会の委員でない場合—拒絶決議（disallowance resolution）—

規則審査委員会の委員以外の議員による拒絶の動議の通告は、書記官長によって割り当てられた特別委員会において検討される。当該委員会は、動議の可決を提案すべきか否かを決定できる。議院への報告は、通告の提出後10会議日以内に行わなければならない。ただし、当該通告を提出した議員が委員会の報告を待たずに拒絶の動議を提出したときは、報告を行う必要

(107) 授権法律において、代議院が委任立法の制定主体に指定されることがある。代議院が制定した委任立法の例として、オンブズマン（前掲注55参照）の報告書の公表について定めた1989年オンブズマン規則（Ombudsmen Rules 1989 (SR 1989/64)）などが挙げられている。Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.533 参照。

(108) 1910年条例法第2条で定義する条例をいう。同条によれば、法律に基づき地方自治体が制定するルール又は規則であって、当該法律において条例と呼ばれているものとされている。

(109) Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.516 参照。

(110) sitting day. 代議院の本会議が開かれる日を指す。2019年立法法第5条第1項参照。

(111) Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.517 参照。

(112) 議事委員会は、表決権を有しない委員を指名して、特別委員会に常時、臨時に、又は特定案件に限り参加させることができる。議事規則第187条参照。

(113) Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.517 参照。

(114) *ibid.*, p.517 参照。

はない（議事規則第331条第1～3項）。

委員会報告が動議の可決を提案するものである場合、動議の通告は、当該委員会報告の提出直後に実施される一般討論⁽¹¹⁵⁾に代えて本会議で審議される。委員会報告は、動議の通告とともに審議に付される（議事規則第254条第1項d号参照）。委員会報告が動議の可決を提案しなかった場合において、その提出後3会議日以内に動議の処理が行われなかったときは、当該動議の通告は失効し、議事日程表から削除される。委員会報告が動議の可決を提案しているときは、動議の処理が行われるまで当該動議の通告は消滅せず、議事日程表に掲載され続ける。ただし、個別の法律で決議の採択期限が定められているときは、この限りでない（議事規則第331条第4～6項）。

政府による財政的拒否権が行使され得ることは、(a)の場合と同様である。財政的拒否権行使証明書が提出された場合、動議が採決されることはない（議事規則第336条第4項）が、これについて討論することは可能とされる⁽¹¹⁶⁾。

代議院が拒絶決議を採択すると、当該委任立法は失効する（2019年立法法第116条）（後述(iii)参照）。

（iii）効果等

拒絶された委任立法（一部の規定が拒絶された場合を含む。以下(iii)において同じ。）は、表4に記した日に失効する（2019年立法法第116・117条）。これは、当該委任立法の破棄（revocation）⁽¹¹⁷⁾と同じ効果とされるが、当該委任立法による改正、廃止（repeal）又は破棄が行われた立法（の規定）が即時に復活する点は立法が廃止された場合の通常の効果⁽¹¹⁸⁾と異なる（同法第118条）。

(ii)(a)の動議又は(ii)(b)の決議は、委任立法に該当し（2019年立法法第120条第1項参照）、議会顧問局によって公表されるとともに、その制定について官報（Gazette）で公示される⁽¹¹⁹⁾。

表4 ニュージーランド代議院によって拒絶された委任立法（の規定）の失効日

	a)	b)
①自動的拒絶	拒絶の動議の通告後21会議日*が経過した日	動議の通告において指定した日
②拒絶決議の採択	代議院において決議が採択された日	決議において指定した日

（凡例）①②いずれの場合も、a)又はb)の遅い方の日に失効する。

* 代議院の本会議が開かれる日

（出典）2019年立法法（Legislation Act 2019 (2019 No.58)）第116・117条を基に筆者作成。

(115) general debate. 原則として毎水曜日に実施され、各議員がそれぞれの関心事項について問題を提起することができる。ただし、他に審議すべき重大な案件がある場合には実施されない。拒絶決議に係る動議の通告も、こうした重大案件の一つと位置づけられている（議事規則第402条第3項e号）。*ibid.*, pp.265-266 参照。

(116) *ibid.*, p.516 参照。

(117) 次注参照。

(118) 立法が廃止されても、当該立法によって廃止された立法は通常復活しない。2019年立法法第32条第2項参照。なお、全ての立法に共通する定義として、立法の「廃止」には①失効(expiry)、②破棄及び③全部改正(replacement)が含まれる。同法第13条参照。ちなみに、委任立法について法律の“repeal”に当たる用語として“revocation”（動詞形は“revoke”）が用いられているようであり（一例として、Law Commission, “Legislation Manual: Structure and Style,” Report, 35, May 1996, para.53. <https://www.lawcom.govt.nz/our-work/legislation-manual/tabc/report> 参照）、単独で用いられている場合には“revocation / revoke”を「廃止」と訳しても差し支えないものと考えられるが、本条のように“repeal”と並記されることもあるため、本稿では一律に「破棄」という訳語を当てることとした。

(119) 書記官長は、動議の通告又は決議の写しを議会顧問局に提供しなければならない。2019年立法法第120条第2項参照。

(iv) 運用状況等

拒絶に関する仕組みが一般法として整備された1989年規則（拒絶）法（I章3(1)参照）の施行以来、動議の通告は9回行われている（表5参照）。これらは全て規則審査委員会の委員によるものであり⁽¹²⁰⁾、同委員会における委任立法の審査結果を踏まえて提出されたものが大半を占めている⁽¹²¹⁾。

表5 ニュージーランド代議院における拒絶動議の通告事例

通告日 ^{*1}	対象とされた委任立法（の規定）	動議の採決結果等
1 1990.9.4	Civil Aviation Charges Regulations 1990	1990.9.10 失効（議会の解散）
2 1998.9.9	Disputes Tribunals Amendment Rules 1998	1998.11.11 否決（賛成 58・反対 62）
3 1999.7.13	New Zealand Food Standard 1996, Amendment No 11	1999.10.18 失効（議会の解散）
4 2001.11.8・ 13	Court of Appeal Fees Regulations 2001	2002.2.21 否決（賛成 50・反対 65）
	High Court Fees Regulations 2001	2002.2.21 否決（賛成 51・反対 65）
	District Courts Fees Regulations 2001	2002.2.21 否決（賛成 51・反対 65）
	District Courts Fees Amendment Regulations (No 3) 2001 第 5 条	2002.2.21 否決（賛成 51・反対 65）
5 2010.8.5	New Zealand (Mandatory Fortification of Bread with Folic Acid) Amendment Food Standard 2009	2010.10.12 否決（賛成 44・反対 77）
6 2011.3.15 ^{*2}	Plumbers, Gasfitters and Drainlayers Board (Plumbing Registration and Licensing) Notice 2010 別表第3条第1・2項及び第8条第1・2項	2011.5.12 否決（賛成 54・反対 66）
	Plumbers, Gasfitters and Drainlayers Board (Gasfitting Registration and Licensing) Notice 2010 別表第3条第1～4項及び第8条第1～4項	
	Plumbers, Gasfitters and Drainlayers Board (Drainlaying Registration and Licensing) Notice 2010 別表第3条第1・2項及び第8条第1・2項	
	Plumbers, Gasfitters and Drainlayers Board (Fees) Notice 2010 別表第6・7条	
7 2012.11.13	Road User Charges (Transitional Matters) Regulations 2012 第 5 条第3・4項及び第8条	2013.2.28 自動成立 ^{*3} 2013.3.1 官報公示（2013-rs1298）
8 2013.4.16	Road User Charges (Transitional Exemption for Certain Farmers' Vehicles) Regulations 2013	2013.6.11 撤回 ^{*4}
9 2025.4.8	Professional Examinations in Law Regulations 2008 第 1 条第 3 項「ティカンガ・マオリ「マオリの法及び思想」要件」定義規定の a 号及び第 3 条第 1 項 a 号 (ii)	2025.5.21 可決 ^{*5} （賛成 68・反対 55） 2025.6.12 官報公示（2025-sl3089）

*1 通告の提出者は、いずれの場合も規則審査委員会の委員。

*2 2011年2月15日に提出された通告が撤回され、別の規則審査委員会委員が内容を一部修正したものを再提出。

*3 Notice in relation to Notice of Motion to Disallow Regulations 5(3), 5(4), and 8 of the Road User Charges (Transitional Matters) Regulations 2012. New Zealand Legislation website <<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2013/0032/latest/096be8ed80a341af.pdf>> 参照。

*4 "Investigation into the Road User Charges (Transitional Exemption for Certain Farmers' Vehicles) Regulations 2013 (SR 2013/10)," Report of the Regulations Review Committee, 12 Aug 2013, p.10 (Appendix to the Journals of the House of Representatives of New Zealand, 50th Parliament, Vol.13, p.1126. New Zealand Parliament website <<https://www.parliament.nz/media/2267/volume-13-ajhr-50-parliament.pdf>>) 参照。

*5 Resolution for Disallowance of Provisions in Professional Examinations in Law Regulations 2008. New Zealand Legislation website <<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2025/0134/latest/096be8ed81f53c7a.pdf>> 参照。

(出典) New Zealand Gazette website <<https://gazette.govt.nz/>>; New Zealand Parliament website <<https://www.parliament.nz/en/>>; David Wilson, ed., *Parliamentary Practice in New Zealand*, Fifth edition, Wellington: Clerk of the House of Representatives, 2023, pp.516-517. *ibid.* <<https://www.parliament.nz/media/10551/ppnz-2023.pdf>> を基に筆者作成。

(120) 2023年5月末までの状況については、Wilson, ed., *op.cit.*(11), pp.516-517 参照。その後の状況については、議会のウェブサイトを基に筆者において確認した。

(121) Carter, *op.cit.*(25), pp.37-39; Knight and Clark, *op.cit.*(42), pp.21-23 参照。

手続の利用状況が低調であることについては、この手続の価値は実際に利用されることよりもその存在自体にある旨の指摘も見られた。規則審査委員会が懸念を示した委任立法について、制定者による自主的な改廃を促す強力な動機づけになるというのである⁽¹²²⁾。2013年に拒絶が自動的手続によって初めて実現したことで、より定期的に手続が利用されるようになるのではないかとの予想も示された⁽¹²³⁾。この予想が的中したとは言い難いものの、2025年には決議による拒絶が初めて実現した。

(2) 改正

(i) 対象となる委任立法

改正（一部改正（amendment）又は全部改正（replacement））をいう。以下（2）において同じ。）の対象となる委任立法は、拒絶の場合（(1)(i) 参照）と同様に、①代議院の決議によって制定されたもの⁽¹²⁴⁾、②地方自治体の条例及び③2019年立法法別表第3に掲げるものを除く全ての委任立法である（2019年立法法第115条及び第119条第1項参照）。

(ii) 手続

議員は単独で改正の動議の通告を提出することができる⁽¹²⁵⁾。ただし、改正内容は、授権法律によって授権された範囲を逸脱することはできない⁽¹²⁶⁾。

提出された動議の通告の取扱いは、拒絶決議に係る動議の通告の場合（(1)(ii)(b) 参照）と同じである⁽¹²⁷⁾。

(iii) 効果等

代議院が採択した改正の決議は、委任立法に該当し（2019年立法法第120条第1項参照）、議会顧問局によって公表されるとともに、その制定について官報で公示される⁽¹²⁸⁾。

改正の効力は、①当該決議の写しの公表後28日目又は②当該決議で指定した日の遅い方の日に発生する（2019年立法法第119条第2項）。

なお、決議によって改正された規定も代議院による拒絶の対象になり得る（同条第3項）⁽¹²⁹⁾。

(iv) 運用状況

改正の決議に関する仕組みが一般法として整備された1989年規則（拒絶）法（I章3(1)参照）の施行以降に提出された動議の通告は、2008年9月11日提出のものが唯一の例と見られる⁽¹³⁰⁾。

(122) Carter, *ibid.*, pp.36-37; Knight and Clark, *ibid.*, pp.21-22 参照。

(123) Knight and Clark, *ibid.*, p.23 参照。

(124) 代議院の決議によって新たに制定されたものに限られるか否かについては、後掲注⁽¹²⁹⁾参照。

(125) Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.517 参照。

(126) *ibid.*, p.518 参照。

(127) 議事規則第331条は、「不同意決議手続（negative resolution procedure）」という見出しの下、「第二次立法」又はその他の文書の拒絶、一部改正、全部改正（substitute）、不適用（disapply）、破棄といった同意以外の決議を行う場合の手続について定めている。

(128) 書記官長は、決議の写しを議会顧問局に提供しなければならない。2019年立法法第120条第2項参照。

(129) 法文上は「拒絶され得る（may be disallowed）」とあるのみで、その意味について解説した資料も見当たらないが、この「拒絶」は改正を含む趣旨と解する余地はあるであろう。第119条は「代議院による拒絶」と題された第5章第2節に置かれており、広義の「拒絶」には改正も含まれると解し得る。

(130) 2023年5月末までの状況については、Knight and Clark, *op.cit.*(42), p.23; Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.518 参照。その後

この動議は、2004年8月18日にニュージーランド看護評議会が定めた看護師の業務範囲及び関連する資格に関する告示⁽¹³¹⁾の第4項（准看護師（enrolled nurse）に関する規定）の全部改正を内容とするものであった。2000年～2004年9月17日に看護専門学校に入学した者は卒業時に「准看護師」に認定されると知らされていましたにもかかわらず、同告示によって「看護助手（nurse assistant）」に認定されることになったとの苦情が寄せられた規則審査委員会は、「授權法律によって明文で認められていないにもかからず、遡及効を有すること」（2の⑦参照）になると指摘し、同告示の改正を勧告したが、同評議会は准看護師・看護助手の役割等についての広範な再検討が必要として自主的な改正に消極的であったことから、保健大臣が動議の通告を行ったものである⁽¹³²⁾。当該決議は、2008年9月23日に採択された⁽¹³³⁾。

（v）評価等

規則審査委員会は、この規定の意義について、委任された権限は委任者による同一の権限の行使を妨げるものではないことを確認するものである旨の見解を示したことがある⁽¹³⁴⁾。ただし、飽くまでも既存の委任立法を改正する権限にとどまり、代議院が委任立法を新たに制定できるのは、授權法律において代議院が委任立法の制定主体に指定されている場合⁽¹³⁵⁾に限られる⁽¹³⁶⁾。

手続の利用状況が低調であることについては、様々な手続上の障害の存在を指摘する見解が見られる⁽¹³⁷⁾。

5 法律による委任立法の承認

委任立法の失効を防ぐために、一定の期限内に法律による承認が必要とされることがある。この仕組みには、委任立法によって生じた政策課題について検討し、当該委任立法を存続させるか否かを決定する機会を議会に与える意義があるとされる⁽¹³⁸⁾。

の状況については、議会のウェブサイトを基に筆者において確認した。

(131) Notice of Scopes of Practice and Related Qualifications Prescribed by the Nursing Council of New Zealand (2004.8.18. Supp. to the New Zealand Gazette, No.120, 2004.9.15, pp.2958-2960. <<https://gazette.govt.nz/notice/id/2004-gs6268/pdf>>). 2003年医療従事者能力保証法第11・12条に基づき制定された。

(132) “Complaint regarding Notice of Scopes of Practice and Related Qualifications Prescribed by the Nursing Council of New Zealand,” Report of the Regulations Review Committee, July 2007. New Zealand Parliament website <https://www3.parliament.nz/resource/en-NZ/48DBSCH_SCR3828_1/6bc2a13c049154f367a0fb4a4c61784153bf42e4>; “Enrolled nurses reinstated,” 11 September 2008. Beehive.govt.nz website <<https://www.beehive.govt.nz/release/enrolled-nurses-reinstated>> 参照。

(133) 議事規則の不同意決議手続（前掲注⁽¹²⁾参照）に関する規定が整備されたのは2008年9月11日の改正によるが、施行は同年10月4日からであったため、改正の動議は関連する特別委員会に付託されることなく、直接本会議に諮られた。同年9月23日に開議された本会議は、休憩（suspension）を挟みながら同月26日まで続いた。実際に動議が提出・可決されたのは同月25日であった（Journals of the House of Representatives of New Zealand, Forty-eighth Parliament, Vol.2, pp.1316, 1318-1319. New Zealand Parliament website <<https://www3.parliament.nz/media/11248/journals-of-the-house-48th-parliament-vol-2-journals.pdf>> 参照）が、書記官長が議会顧問局長宛てた通知では同月23日に決議されたことになっている。Notice of Scopes of Practice and Related Qualifications Amendment Notice 2008 (SR 2008/362). New Zealand Legislation website <<https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2008/0362/latest/096be8ed802c6ea6.pdf>> 参照。

(134) Knight and Clark, *op.cit.*(42), p.23 参照。

(135) 前掲注⁽¹⁰⁾参照。

(136) Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.518 参照。

(137) Thomas G. Fleming and Tasneem Ghazi, “Parliamentary Scrutiny of Delegated Legislation: Lessons from Comparative Experience,” *The Political Quarterly*, Vol.94 No.3, July/September 2023, p.417. <<https://doi.org/10.1111/1467-923X.13290>> 参照。Knight and Clark, *op.cit.*(42), p.21 は、不同意決議手続の最も困難な点として一定の期限内に動議の通告を処理しなければならないことを挙げている。

(138) Knight and Clark, *ibid.*, p.18 参照。

(1) 対象となる委任立法

授権規定において、当該授権規定に基づき制定された委任立法について法律による承認が必要である旨を定めたものが対象となる（2019年立法法第122条）。その一覧が同法別表第4に掲げられている。

承認の対象となる委任立法の種類について、制定法上又は手続上の要件はない。この点、規則審査委員会は、①緊急命令、②税の性格を有する経済的負担を課する委任立法、③授権法律又はその他の法律を改正する委任立法及び④広範な授権規定に基づいて政策課題を扱う委任立法は、特に承認の対象とするのが適切とする見解を示してきた⁽¹³⁹⁾。法務総裁が設置した立法設計・助言委員会⁽¹⁴⁰⁾も、承認の手続は謙抑的に用いられるべきであるとした上で、議会による更なる精査が必要又は望ましい委任立法として、①～④を挙げている⁽¹⁴¹⁾。

(2) 手続

委任立法の承認は、これを承認する旨の規定を含む法律（以下「承認法」という。）を議会が制定することによって行われる。承認法は、期限（deadline）までに施行されていなければならない（2019年立法法第124条第1項）。

期限は、委任立法の制定日が①1月1日～6月30日の場合は翌年の6月30日、②7月1日～12月31日の場合は翌年の12月31日と定められている（2019年立法法第121条）。

失効することとなる委任立法の承認のみを目的とする法律案の代議院における審議過程⁽¹⁴²⁾は、簡略化されている（議事規則第293条第3項e号及び第333条参照）。すなわち、第一読会又は第三読会では、採決実施の動議に対する修正案の提出は認められず、討論も行われない。法律案は、第一読会の後、自動的に規則審査委員会に付託される。全院委員会は、法律案の担当大臣が要求した場合又は法律案の第二読会が実施される日の少なくとも24時間前までに修正案文書（Amendment Paper）によって正規の修正案が提出された場合⁽¹⁴³⁾に限り開会され、そうでなければ法律案は第二読会から第三読会に直ちに移る。このように簡略化された手続がとられるのは、規則審査委員会における審査にできる限り多くの時間を割くためとされる。すなわち、付託された委任立法について関係する主題別特別委員会や省庁の見解を求めつつ審査する時間が規則審査委員会に与えられることで、より効果的な審査が行えるという考えに基づく⁽¹⁴⁴⁾。

(139) Wilson, ed., *op.cit.*(11), pp.518-519 参照。

(140) Legislation Design and Advisory Committee. 立法の質及び実効性を向上させる目的で2015年に設置された。法令を立案する省庁に対して、形式上及び公法・憲法上の諸問題について助言を与えるほか、内閣によって承認される立法ガイドライン（Legislation Guidelines）の作成・更新を行っている。Legislation Design and Advisory Committee, *Annual Report: 1 January 2024 to 31 December 2024*, 2025, p.6. <<https://www.ldac.org.nz/about/annual-reports/2024-Annual-Report>> 参照。

(141) “Confirmable instruments,” *Supplementary materials to the Legislation Guidelines*, 2021 edition, Last updated: 15 January 2025. Legislation Design and Advisory Committee website <<https://www.ldac.org.nz/guidelines/supplementary-materials/confirmable-instruments>> 参照。

(142) 代議院における法律案の審議は、基本的に、①第一読会、②特別委員会、③第二読会、④全院委員会（Committee of the whole House. 全代議院議員が構成員となる委員会）、⑤第三読会の順に進められる。小林 前掲注(2), pp.6-7 参照。

(143) 「修正案文書」は、法律案に対する修正案を記した文書である。従来「追加議題書（Supplementary Order Paper: SOP）」と呼ばれていたが、2023年12月5日に召集された第54議会期の冒頭に議決された臨時規則により、同月8日から名称が改められた。同上, p.14 (注76) 参照。

(144) Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.518 参照。

なお、議事規則によって一括法案の提出が制限されているところ、提出が許される一括法案の類型の一つとして、承認法案（confirmation bill）が挙げられている（議事規則第266条第1項a号）⁽¹⁴⁵⁾。

（3）効果等

期限までに委任立法の承認が行われなかった場合において、当該委任立法がなお効力を有しているときは、期限の到来とともに破棄される（2019年立法法第123条）。

破棄の効果として、①不承認となった委任立法の下で課された税金や道路使用料は取り消され、支払済みの場合には返金される（一部例外あり）、②不承認となった委任立法によって改正、廃止又は破棄が行われた立法は、当該委任立法が不承認となると同時に当該改正、廃止又は破棄がなされる直前の姿に復元され、又は復活する、③不承認となった委任立法の破棄は、当該委任立法の下で行われたその他の事項については影響を及ぼさない。④ただし、別表第4の第2章に掲げる委任立法の規定⁽¹⁴⁶⁾については、期限前に破棄された場合を含め、期限日以降当該規定の施行時に遡って無効となる（2019年立法法第125・126条）。

なお、期限までに承認法が制定された場合において、当該承認法又は委任立法を承認する旨の規定がその後廃止されたとしても、一旦行われた承認には影響しない（2019年立法法第124条第2項）。

（4）運用状況

前回の承認後に制定された委任立法に係る承認法案（一括法案）が、少なくとも年に1件は提出される例となっている。

6 法律による委任立法の有効化

委任立法の有効化（validation）とは、委任立法が無効とみなされかねない内容上又は制定手続上の瑕疵（かし）を法律によって治癒することをいう⁽¹⁴⁷⁾。

折に触れて個別の法律が制定されているが、その根拠となる一般法や議事規則の規定は存在しない。

ただし、一括法案として提出することが認められている承認法案（5(2)参照）は、「第二次立法を有効化し、及び承認するための法律案」と定義されており（議事規則第266条第1項a号）、委任立法の有効化を内容とする法律案（有効化法案（validation bill））は、一括法案として提出できる。この文脈における「有効化」は「承認」とおおむね同義と解される。したがって、簡略な審議手続が認められている「失効することとなる委任立法の承認のみを目的とする法律案」（5(2)参照）に有効化法案も含まれ得ることになるが、違法な委任立法や関連する行為を実質的に有効化するための法律案は対象外とされる⁽¹⁴⁸⁾。

⁽¹⁴⁵⁾ 詳細については、小林 前掲注(2), pp.13-14 参照。

⁽¹⁴⁶⁾ 2019年立法法別表第4の第2章には、毎年全部改正（replace）される委任立法の規定が掲げられているとされる。“Legislation Bill [275-1]: Explanatory note,” pp.17-18. New Zealand Legislation website <<https://www.legislation.govt.nz/bill/government/2017/0275/11.0/DLM7298125.html>> 参照。

⁽¹⁴⁷⁾ Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.518 参照。

⁽¹⁴⁸⁾ Standing Orders Committee, *Review of Standing Orders*, 2014, p.23. New Zealand Parliament [Select Committees] website <<https://selectcommittees.parliament.nz/v/6/8c1c226c-51a1-442e-a631-758f113e40a8>> 参照。なお、この報告書に記された提言に基づく2014年7月30日の議事規則の改正時に新設された簡略審議手続に関する規定（第325条）に

規則審査委員会は、授権法律で義務付けられた意見照会手続を経ないで制定された委任立法を遡及的に有効化することに対し、懸念を表明したことがある⁽¹⁴⁹⁾。

7 様論：法律による委任立法の改正

2019年立法法の「第5章 議会による第二次立法の監視」に規定する仕組みは、1、4及び5に記したとおりであるが、同法第42条には法律によって委任立法の改正が行われることを前提とする、次のような規定が設けられている⁽¹⁵⁰⁾。

第42条（法律によって行った第二次立法の改正は更なる改正を妨げない）

法律によって一部改正又は全部改正を行った第二次立法は、当該一部改正又は全部改正を第二次立法によって行ったかのように、その後、第二次立法によって一部改正、破棄又は全部改正を行うことができる。

同条は「第2章 立法の解釈及び適用」中の「一般的な授権規定」という共通見出し（cross-heading）が付された規定群（第40～42条）に置かれている⁽¹⁵¹⁾ところ、その趣旨やどのような場合に法律による委任立法の改正が行われるかについて解説した資料は、今回の調査では見当たらなかった。この点、この規定の由来とされる1999年解釈法第25条⁽¹⁵²⁾について見ると、同法の基となった法律案の説明文書では次のように説明されている⁽¹⁵³⁾。

この規定は新設であり、規則が制定法によって改正される場合に、当該規則がその後改正され得ることを保証するため、当該改正が規則によって行われたものとして扱われるものとすることを明文で規定する必要を避けるものである。

要するに、これまで個別の法律で規定されていたものを一般法化することであり、法律による委任立法の改正がしばしば行われていたことを示唆している⁽¹⁵⁴⁾。

今日でも、1件の法律の中で法律の改正と関係する委任立法の必然的改正（consequential amendment）⁽¹⁵⁵⁾と同時に使う例が見られる⁽¹⁵⁶⁾が、法律による委任立法の改正が必然的改正

は「失効することとなる規則の承認及び有効化のみを目的とする法律案」と記されていたが、2017年8月10日の議事規則の改正時に「及び有効化」という文言が削除された。当該改正の基となった議事規則委員会報告書には特段の説明もないまま当該文言を削除する案が示されている（Standing Orders Committee, *Review of Standing Orders*, 2017, p.57. *ibid.* <<https://selectcommittees.parliament.nz/v/6/118376eb-647f-4ce6-82e5-ac475a9d9798>> 参照）ことからすれば、単なる文言の整理と解される。こうした経緯を鑑みると、小林 前掲注(2), pp.13-14において簡略審議手続が有効化法案を除く狭義の承認法案に適用されたとしたのは、早計であったように思われる。この場を借りて訂正しておきたい。

(149) Wilson, ed., *op.cit.*(11), p.518 参照。

(150) レイアウトは適宜修正した（以下同じ。）。

(151) ちなみに、第40条には「第二次立法を制定する権限」、第41条には「第二次立法は他の第二次立法の必然的改正を行うことができる」という見出しが付されている。

(152) 第25条（法律による命令の改正及び破棄）

法律によって一部改正又は全部改正（substitute）を行った規則は、それらを規則によって行ったかのように、その後の規則によって一部改正、全部改正又は破棄を行うことができる。

(153) “Interpretation Bill [No.90-1]: Explanatory note,” p.vii. New Zealand Legal Information Institute website <https://www.nzlii.org/nz/legis/hist_bill/ib1997901201/> 参照。なお、1999年解釈法第25条は原案どおり成立している。

(154) 1999年解釈法制定前の個別法による立法例として、1987年自然保護法第65条第4項が挙げられる。

(155) 全ての立法に共通する定義は見当たらない。一括法案の文脈における説明を参考にすると、ある立法の規定によって影響を受ける既存の立法の些末な関連改正を指すものと言える。小林 前掲注(2), p.11 参照。

(156) 例として、2022年教育・訓練改正法第74条及び別表第4、2022年漁業改正法第25条及び別表第4などが挙げられる。なお、同様の事例は、英国、オーストラリア、カナダ、ドイツなどでも観察される。

の場合に限定される扱いとなっているのか否かは不明である⁽¹⁵⁷⁾。これらの問題については、一括法案に関する議論⁽¹⁵⁸⁾が参考になる面があるのではないかと思料する。

法律による委任立法の改正は行政上の便宜という側面が強いと見られるが⁽¹⁵⁹⁾、実務として定着しているためか、余り問題視されていないようである。議会で実質的に審議する以上、その過程で何らかの統制が行われるのは確かであろうが、委任立法に対する議会統制の文脈で論じた文献は今のところ見当たらない⁽¹⁶⁰⁾。そればかりか、議会慣行についての解説書の各版⁽¹⁶¹⁾を見ても、2019年立法法第42条や1999年解釈法第25条への言及すら見当たらない。そのため、本稿では参考として紹介するにとどめておく。

おわりに

ニュージーランドには多様な委任立法統制の手段があり運用事例も見られること、代議院の規則審査委員会が活発に活動していること、さらには同委員会の活動内容を要約した資料集を国立大学の研究機関が定期的に刊行していることなどが、今回の調査で確認できた。同国の取組は、今後もその動向に注目し、研究するに値するものと言えるであろう。

(こばやし きみお)

(157) 2022年陸上交通（クリーン車両）改正第2号法のように、1件の法律において1件の法律改正と1件の委任立法の改正を同時にに行ながる、後者について「必然的改正」と明記していない例もあり、このような場合には改正内容に踏み込んだ精査が必要となる。

(158) 小林 前掲注(2), pp.10-12, 15-17 参照。

(159) 例えば、2025年に提出予定とされるエネルギー・電力安全保障法案（Energy and Electricity Security Bill. 今のところ未提出。）に関する規制影響報告書（Regulatory Impact Statement）では、一般的なルールとして委任立法は法律によって改正されるべきではないとしつつ、同法案において2010年電力産業法と電力産業参加コード（Electricity Industry Participation Code. 委任立法に該当する。）の一括改正を目指す理由として、行政上の便宜（administrative convenience）と同コードの制定者による手続を踏むよりも確実かつ迅速であることを挙げている。“Regulatory Impact Statement: Investigating Options to Amend or Remove the Amount of Generation that Electricity Distribution Businesses May Own,” 8 Apr 2025, p.21. Ministry of Business, Innovation and Employment website <<https://www.mbie.govt.nz/dmsdocument/30579-regulatory-impact-statement-investigating-options-to-ammend-or-remove-the-amount-of-generation-that-electricity-distribution-businesses-may-own>> 参照。

(160) ドイツを対象とするものであるが、法律による委任立法の改正を議会統制の文脈で論じた邦語文献として、毛利透「第7章 法律による命令改正—ドイツの実例—」『統治構造の憲法論』岩波書店, 2014, pp.189-215（同章の位置づけについては p.ix）参照。法規命令（以下この注において「命令」という。）をその制定者である執行府の意向とは関係なく法律で改正できるという実務慣行が紹介されている。同国における法律による命令の改正は「マント法律（Mantelgesetz. 一般には“Artikelgesetz”と呼ばれることが多い。）」という立法技術の一環として広く行われてきたものであるが、法律によって改正された命令の法的性格をめぐって見解が対立していたところ、2005年の連邦憲法裁判所判決によって命令との判断が下されるとともに、法律による命令の改正はマント法律によってのみ可能とされた。同, pp.191-192, 205-209 参照。この Mantelgesetz (Artikelgesetz) とは、一括立法のことである。Klaus Meßerschmidt, “Omnibus Legislation in Germany: A Widespread Yet Understudied Lawmaking Practice,” Ittai Bar-Siman-Tov, ed., *Comparative multidisciplinary perspectives on omnibus legislation* (Legisprudence Library 8), Cham: Springer, 2021, pp.116-119 参照。

(161) Wilson, ed., *op.cit.*(1); Mary Harris and David Wilson, eds., *Parliamentary Practice in New Zealand*, Fourth edition, Auckland: Oratia Books, 2017. New Zealand Parliament website <<https://www3.parliament.nz/media/4113/parliamentary-practice-in-nz-final-text.pdf>>; David McGee, *Parliamentary practice in New Zealand*, Third edition, Wellington: Dunmore Publishing, 2005.

別表 本稿で参照したニュージーランド法の原題等一覧

題名	原題（制定年・法律番号）
1910 年条例法	Bylaws Act 1910 (1910 No.28)
1936 年規則法	Regulations Act 1936 (1936 No.17)
1959 年規則改正法	Regulations Amendment Act 1959 (1959 No.78)
1962 年規則改正法	Regulations Amendment Act 1962 (1962 No.16)
1975 年薬物乱用法	Misuse of Drugs Act 1975 (1975 No.116)
1986 年憲法法	Constitution Act 1986 (1986 No.114)
1987 年自然保護法	Conservation Act 1987 (1987 No.65)
1989 年規則（拒絶）法	Regulations (Disallowance) Act 1989 (1989 No.143)
1989 年財政法	Public Finance Act 1989 (1989 No.44)
1989 年法律・規則出版法	Acts and Regulations Publication Act (1989 No.142)
1996 年犬統制法	Dog Control Act 1996 (1996 No.13)
1999 年解釈法	Interpretation Act 1999 (1999 No.85)
2000 年薬物乱用改正法	Misuse of Drugs Amendment Act 2000 (2000 No.47)
2001 年会計法	Public Audit Act 2001 (2001 No.10)
2002 年地方政府法	Local Government Act 2002 (2002 No.84)
2003 年犬統制改正法	Dog Control Amendment Act 2003 (2003 No.119)
2003 年医療従事者能力保証法	Health Practitioners Competence Assurance Act 2003 (2003 No.48)
2004 年財政改正法	Public Finance Amendment Act 2004 (2004 No.113)
2010 年電力産業法	Electricity Industry Act 2010 (2010 No.116)
2012 年立法法	Legislation Act 2012 (2012 No.119)
2015 年立法（承認の対象となり得る文書）改正法	Legislation (Confirmable Instruments) Amendment Act 2015 (2015 No.120)
2019 年立法法	Legislation Act 2019 (2019 No.58)
2021 年第二次立法法	Secondary Legislation Act 2021 (2021 No.7)
2022 年教育・訓練改正法	Education and Training Amendment Act 2022 (2022 No.38)
2022 年漁業改正法	Fisheries Amendment Act 2022 (2022 No.56)
2022 年陸上交通（クリーン車両）改正第2号法	Land Transport (Clean Vehicles) Amendment Act (No 2) 2022 (2022 No.64)
2023 年シビア・ウェザーリー緊急復興立法法	Severe Weather Emergency Recovery Legislation Act 2023 (2023 No.17)

（出典）New Zealand Legislation website <<https://www.legislation.govt.nz/>>; New Zealand Legal Information Institute website <<https://www.nzlii.org/>> に掲載された法律情報を基に筆者作成。